

## バナー広告掲載に係る規格等

### 1. バナー広告掲載位置

大分市ホームページ トップページ下部 (<https://www.city.oita.oita.jp>)

### 2. 掲載するバナー広告の規格等

#### (1) 広告のサイズ

縦70ピクセル × 横160ピクセル 以内

#### (2) 画像形式

GIF ファイル又は JPEG ファイル又は PNG ファイル

#### (3) データ容量

10KB 以内

### 3. 表示内容等について

(1) 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しないこと。

- ① 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」等ボタンのように見えるもの。
- ② アラートマーク
- ③ ラジオボタン
- ④ テキストボックスのように見えるもの。
- ⑤ プルダウンメニューのように見えるもの。

(2) 次の表現を含む広告物は、閲覧者が当市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しないこと。

- ① ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの。
- ② 「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ホームページ閲覧者が当市の事業と誤解しやすいもの。

(3) 広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次の基準によること。

- ① 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならないこととする。
- ② 金銀色、蛍光色、ウェブセーフカラーは使用不可とし、原色を使用する場合は彩度、明度を概ね60以下に抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色使いとならないこととする。

(4) 広告の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

#### 4. 広告掲載に係る注意事項

(1) 当市に提出する原稿等は、以下のとおりとする。

- ① 広告事業申込書
- ② 広告の画像ファイル（電子データ）
- ③ リンク先 URL（電子データ）

(2) 広告主及び広告内容の審査について

広告を掲出する広告主及び広告の内容について、大分市広告料収入事業実施要綱及び大分市広告料収入事業広告掲載基準を遵守するとともに、事前に当市の審査を受け、その了承を得たものでなければならない。また、広告主及び広告内容について公共性、美観並びに閲覧者の影響に配慮しなければならない。

(3) 広告内容の修正及び削除について

当市が、広告内容について大分市広告料収入事業実施要綱及び大分市広告料収入事業広告掲載基準に反すると判断した場合及び大分市ホームページにて掲載する広告としてふさわしくないと合理的な理由により判断した場合については、事業者広告主または広告取扱者は随時広告の内容の修正若しくは削除に対応しなければならない。

(4) 大分市ホームページへの広告の掲載、削除等は当市にて行う。

(5) 広告内容の変更について

自己の都合により広告の内容を変更するときは、事前に当市と協議をし、その審査を受け了承を得るものとする。

(6) 広告内容に関する責任について

- ① 広告主及び広告取扱者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。
- ② 広告主及び広告取扱者は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告内容に係る財産権につき合理的な権利処理が完了していることについて保証するものとする。

(7) 法令等の遵守について

広告主及び広告取扱者は、本仕様書に定める事項のほか、大分市広告料収入事業実施要綱、大分市広告料収入事業広告掲載基準及び大分市ホームページ広告掲載取扱要領並びに各種関係法令等を遵守しなければならない。

#### 5. その他

本仕様書について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、当市と協議の上、これを定めるものとする。